日　時　平成三十年七月十八日（予備、同月十九日）の〇八〇〇から一五〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦等
自衛艦九隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇近畿地方整備局告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
その関係図面は、平成三十年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年七月五日
近畿地方整備局長　池田　豊人
(一)　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域
一般国道　四十二号　和歌山県東牟婁郡串本町▣野川字牛越一五九五番一〇から同町▣野川一五九七番一まで
(二)　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(三)　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(四)　占用の制限の開始の期日　平成三十年七月二十六日
(五)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

〇近畿地方整備局告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成三十年七月五日
近畿地方整備局長　池田　豊人
一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　南部大阪都市計画道路事業三・三・二百二十六―一号八尾富田林線、三・三・二百二十二―一号八尾富田林線及び三・四・二百二十六―四号堺大和高田線
三　事業施行期間　自平成三十年七月五日至平成三十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　大阪府藤井寺市津堂三丁目及び四丁目、小山二丁目及び三丁目並びに恵美坂一丁目及び二丁目地内、大阪府羽曳野市島泉八丁目及び九丁目地内
使用の部分　大阪府藤井寺市津堂四丁目地内

〇防衛省告示第百五十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成三十年七月五日
防衛大臣　小野寺五典
日　時　平成三十年七月十八日（予備、同月十九日）の〇六〇〇から一八三〇まで
区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域
実施艦等
自衛艦七隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

質問書提出
七月三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
河野太郎外務大臣の発言と日本国憲法の整合性に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

答弁書受領
七月三日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員中島克仁提出国民健康・栄養調査の方法に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員中島克仁提出食事によるミネラル補給で発達障害が改善する可能性に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二提出政府内の電子メールの保存の方針に関する質問に対する答弁書

報告書受領
七月三日内閣を経由して経済産業大臣世耕弘成から、次の報告書を受領した。
エネルギー政策基本法第十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づくエネルギー基本計画の変更の報告

参議院

会議
七月四日（水曜日）午前十時　本会議

議案付託
七月三日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。
健康増進法の一部を改正する法律案（松沢成文外一名発議）（参第一九号）
厚生労働委員会に付託

議案送付（予備審査）
七月三日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。
ギャンブル依存症対策基本法案（小西洋之外一名発議）

答弁書受領
七月三日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員牧山ひろえ提出「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に関する質問に対する答弁書（第一五〇号）

報告書受領
七月三日内閣を経由して経済産業大臣から、エネルギー政策基本法第十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づくエネルギー基本計画の変更の報告を受領した。

人事異動

内閣

国務大臣秘書官に任命する　山口　晋
菅国務大臣附を命ずる
国務大臣秘書官　黄瀬　周作
願に依り本官を免ずる（以上七月一日）

内閣府

（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　住谷　安史
参事官（統合戦略担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付）の併任を解除する
（同）経済産業事務官　蓮井　智哉
内閣府事務官（地方創生推進事務局参事官（総括担当））に併任する
（同）同　堺井　啓公
内閣府事務官（地方創生推進事務局参事官（総括担当））の併任を解除する（以上六月三十日）
（国土交通省都市局都市政策課長）国土交通事務官　髙山　泰
内閣府事務官（経済社会総合研究所上席主任研究官）に転任させる
地方創生推進事務局参事官（地域再生担当）に併任する
（財務省北陸財務局理財部長）
財務事務官　笹本　純雄
内閣府事務官（沖縄総合事務局財務部長）に転任させる
（調査官（政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（総括担当）付））内閣府事務官　水田　豊
参事官（企画担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付）に昇任させる
（財務省大臣官房付）財務事務官　佐藤　千里
内閣府事務官（内閣府本府地方分権改革推進室参事官）の併任を解除する
（参事官（企画担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））内閣府事務官　中澤　信吾
外務省に出向させる